

令和 3 年 度

(2 0 2 1 年 度)

事業計画及び収支予算書

エコライフめぐろ推進協会

目 次

令和3年度（2021年度）事業計画

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 1 | 令和3年度（2021年度）の取り組みに向けて | 1 |
| 2 | 重点的な取り組み | 2 |
| 3 | 組織図と職員配置表 | |
| (1) | 組織図 | 5 |
| (2) | 職員配置表 | 6 |
| 4 | 各事業計画 | |
| (1) | 自主事業計画 | 7 |
| (2) | 目黒区エコプラザ指定管理事業計画 | 11 |

令和3年度（2021年度）収支予算

| | | |
|--|--------------------|----|
| | 令和3年度（2021年度）収支予算書 | 14 |
|--|--------------------|----|

令和3年度
(2021年度)

事業計画

1 令和3年度（2021年度）の取り組みに向けて

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策に終始した1年でした。そのため多くの協会事業もこのコロナ対応のため中止や延期をせざるを得ませんでした。

昨年開催予定であった第26回気候変動枠組条約締約国会議(COP26)もコロナパンデミックのため2021年に延期となり、COP25からの課題である温室効果ガス排出量取引の運用ルールなどは2021年に合意を目指すこととなります。2020年11月、アメリカ合衆国はパリ協定から離脱しました。新政権が発足し復帰したとの報道がありましたが、温室効果ガス排出量第2位の大国アメリカ合衆国の動向は地球環境への影響が大きく、注視していく必要があります。

国内では、ようやく昨年7月からレジ袋の有料化がスタートしました。エコバッグを持参しての買物が普通となり、広くプラスチック問題に対する国民的関心の端緒となるか、これからの啓発が大切です。9月に新政権が発足し、首相は2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを表明しました。今後、具体的取り組みを打ち出し、どのように進めていくのか協会としても関心を持って事業に臨みたいと思います。温暖化や気候変動対策、海洋プラスチックの問題などは国際的な利害を超えて協調し連携協力して取り組むことは不可欠です。大量の温室効果ガス排出国、プラスチック消費国である我が国の果たすべき役割はますます大きいと思います。

持続可能社会に向けては、エネルギー転換と省エネルギー、海洋・河川等へのプラスチックの流失と生物・生態系への影響、有限な資源と廃棄物、食品ロスなども大きな課題となっています。誰もが等しく安全・安心で健康な未来を享受できる社会の実現に向け、今こそ私たち一人ひとりが地域環境、地球環境に対する責任を負って日々の生活を送っていく必要があります。

このような認識を踏まえ、令和3年度（2021年度）エコライフめぐろ推進協会は、事業参加者、従事者及び施設利用者の安心・安全に十分留意し、区や区民、環境保全活動団体などと連携・協力し事業を推進して参ります。

区民等が身近なところから持続可能な社会の実現に向けた取り組みを楽しく、気軽に継続して行なえる情報の発信、普及啓発を行なって参ります。ウェブサイト、協会広報など多様な媒体を活用し、環境にやさしい行動を選択する暮らし方や日常から実践できる環境配慮行動などの啓発、情報発信をして参ります。また、区民等の環境保全活動団体の活動に対しては、必要な支援や情報提供を行って参ります。

また、目黒区エコプラザの指定管理者として、「資源及びエネルギーの有効利用等環境への負荷の低減に関する普及啓発、環境への負荷の低減に関する区民等の自主的活動の支援、地域及び地球の環境保全に資すること」を効果的、効率的に達成するため、区民や環境保全団体などとの連携・協力を職員一丸となってこれまで以上に推し進め、区民等が環境問題について学び、環境保全活動を実践行動していく拠点として、目黒区エコプラザの適切な管理運営に努めて参ります。

2 重点的な取り組み

(1) 自主事業

ア めぐるスマートライフ事業

協会では、環境にやさしい行動を賢く楽しみながら実践していくライフスタイルを「めぐるスマートライフ」と名付け、賢い消費、資源の有効利用、省エネルギーなどを日常生活の中で、誰もが・楽しく・簡単にできる情報を発信しています。

令和3年度（2021年度）は、持続可能でタイムリーにより分かりやすく、直ぐにでも実践できる情報を発信して参ります。外部媒体（ウェブサイト）とのリンクや動画掲載など、多様な発信、幅広いアクセスの確保に努めて参ります。また、区民ライター（ecoライター）の一層の活用を図り、身近で親しみやすい情報を提供いたします。

イ 環境保全活動団体との連携強化と支援の充実

区民等の日常における環境保全活動やネットワークづくりに対する支援はエコライフめぐる推進協会の重要な役割です。

令和3年度（2021年度）も引き続き、区民等の環境保全活動団体づくりに対する支援とともに環境保全活動団体活動が更に活性化するよう協会の助成制度の活用、協会事業の委託などによる支援を行って参ります。

また、環境保全活動団体相互の情報交換、ネットワークづくりができるよう活動報告会・交流会を企画・開催いたします。

ウ フードドライブ（食品ロス）の実施

わが国の食べられずに捨てられてしまう食料（食品ロス）は、一年間に600万トン超えると言われていています。令和1年度には、国・地方公共団体等の責務、基本方針の策定、食品ロスの削減に関する施策の基本事項や食品ロスの削減の総合的な推進などを定めた「食品ロスの削減に関する法律」が施行されました。行政の責務、基本方針の策定、食品ロスの削減に関する施策の基本事項及び総合的な推進などが法的に定められました。

「フードドライブ」は、家庭で消費されずに眠っている食品を持ち寄り、必要としている福祉施設等で活用していただく取り組みです。これまで協会では食品ロス削減に向けての啓発の取り組みとして、フードドライブを試行という形でエコまつりなどのイベントの機会に行っていました。近来は、食品ロス問題への区民等の意識も高まってきており、他区においても様々な形態で実施されている状況です。そこで、令和3年度（2021年度）からは、フードドライブの窓口を協会事務局に常設し実施いたします。また、引き続きイベントなどへも参加し実施して参ります。

今後とも食品ロス削減に向け行政、関係団体等と連携を図っていくとともに

に情報収集を行い、食品ロスの問題について啓発等に組み込んで参ります。

エ 持続可能な開発目標（SDGs）

2015年の国連総会において持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。これは、安全な水、気候変動など環境に関する分野も含め、17の目標とそれに付随する169のターゲットから構成され、持続可能な開発に関する2030年の世界目標です。政府も「アクションプラン」を策定し、具体的な取り組みを明らかにしています。

協会事業実施にあたっては、SDGsを念頭に運営して参ります。さらに、国等の行政機関、関係団体の動きを注視し、環境関連分野における区民に身近な事柄についての調査・研究、情報収集していくとともに普及・啓発に取り組んで参ります。

(2) 目黒区エコプラザ指定管理事業

ア エコプラザ講座、出前講座等の開催

子育て世代や子どもたちなど多様な年齢層を対象に講座を開催します。

日々変化していく環境問題について、子どもや保護者などが環境負荷低減に取り組む糸口を見出し、実践できる手法を学ぶ講座を実施します。小学校などへは、身近な環境に関する問題を知り・学ぶ機会、きっかけとなる場となるよう出前講座を実施します。

また、この度の新型コロナウイルス禍を踏まえ、インターネットを活用したオンラインによる講座配信を検討いたします。

イ 環境推進員養成講座等の実施

環境推進員養成講座は、環境保全活動の輪を広げていくことを見据え、地域で自主的・自発的に活動できる人材を育成することを目的に、平成28年度（2016年度）から目黒区エコプラザ指定管理事業として実施しています。修了生らは相互の交流などを通して環境保全活動グループを立ち上げています。活動グループでは講座で学んだことなどを参考に活動テーマを設定し、様々な環境保全活動を実践しています。

協会ではこの講座実施にあたり環境保全活動の実践機会として、過年度修了生に講座の企画・運営を担っていただくこととしています。また、環境推進員向けに環境活動等の情報を発信している「エコサポーター通信」の編集へも参画していただいています。

環境推進員養成講座修了生が「環境推進員」の認定に向けて「エコサポーター」として環境ボランティア活動へ参加をいただけるよう、引き続き協会事業を始めとする様々な活動機会及び情報提供を行なって参ります。

ウ リサイクルショップの運営

リサイクルショップは、「物」を繰り返し使う暮らし（リユース）、不用品やごみを減らす暮らし（リデュース）を啓発し広めるため、区民などからご寄付いただいた家庭で不用になった衣類、雑貨等の物品を販売しています。リサイクルショップの販売収入は、様々な協会事業の財源として活用しています。

リサイクルショップ運営に当たっては、区民、エコプラザ来訪者等に対して、この事業目的の周知と啓発に努めます。また、時季に合わせた販売企画やポップ、ショップ内のレイアウト、寄付品の受入れ方法など、改善を進め利用者が利用しやすく、明るいショップとなるよう取り組んで参ります。

(3) 経営基盤の充実

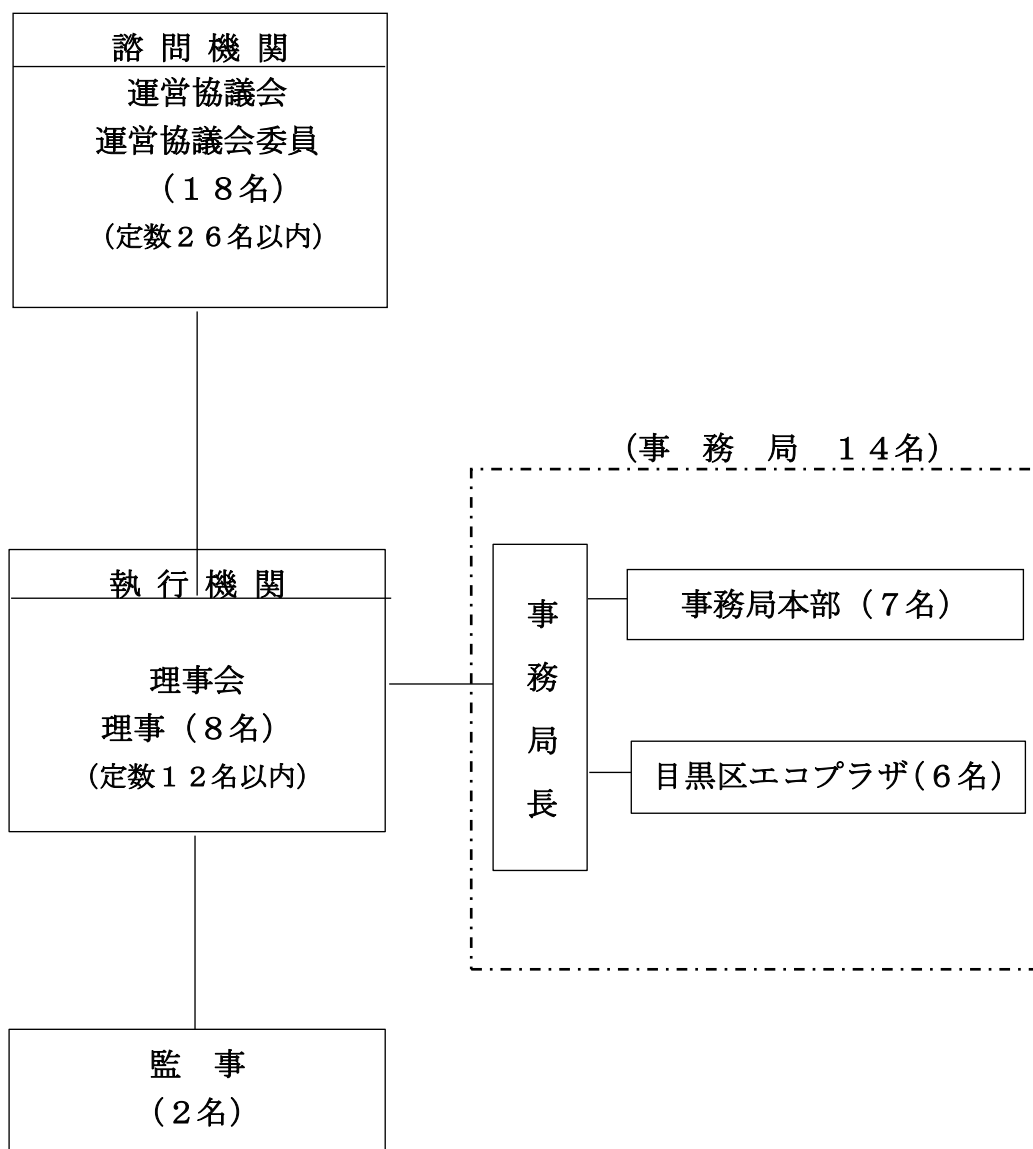
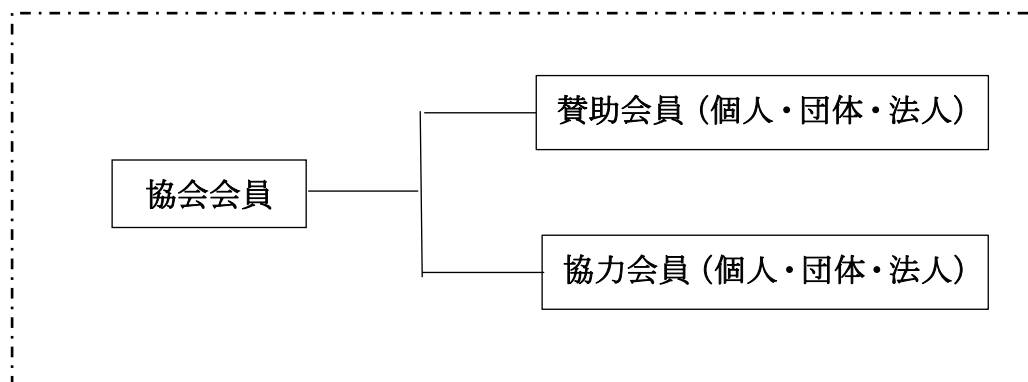
協会の財源確保については厳しい状況があり、収入を増やす努力をしていくことはもとより、事業のより効果的、効率的な実施が求められます。事業経費の見直しや実施方法、内容について精査するなど、改善に取り組みます。

協会会員の皆様は強力なサポーターです。安定した協会運営には会員の増強も必要です。会員を増やしていくためには、協会事業、取り組みについて、これまで以上に認知を高めていく必要があります。特に、賛助会員の増強は、会費収入により協会財政基盤の強化につながります。協会ホームページやSNSなど多様な媒体を活用した広報・情報発信を充実して参ります。また、地域のイベントやまつり等にも積極的に参加し、協会事業や活動などに対する理解、使命や役割に対する賛同を幅広く得られよう活動して参ります。

このような取り組みに加えて、協会の基盤をより強固なものにするためには、職員の知識、能力の向上が求められます。社会動向や区民等の要望を的確に捉え事業に活かしていくためには一層の職員の企画力・実行力のアップが不可欠です。計画的な職員研修などにより人材育成を図って参ります。

3 組織図と職員配置表

(1) 組織図 (令和3年4月1日現在 予定)



(2) 職員配置表 (令和3年4月1日現在 予定)

(単位：人)

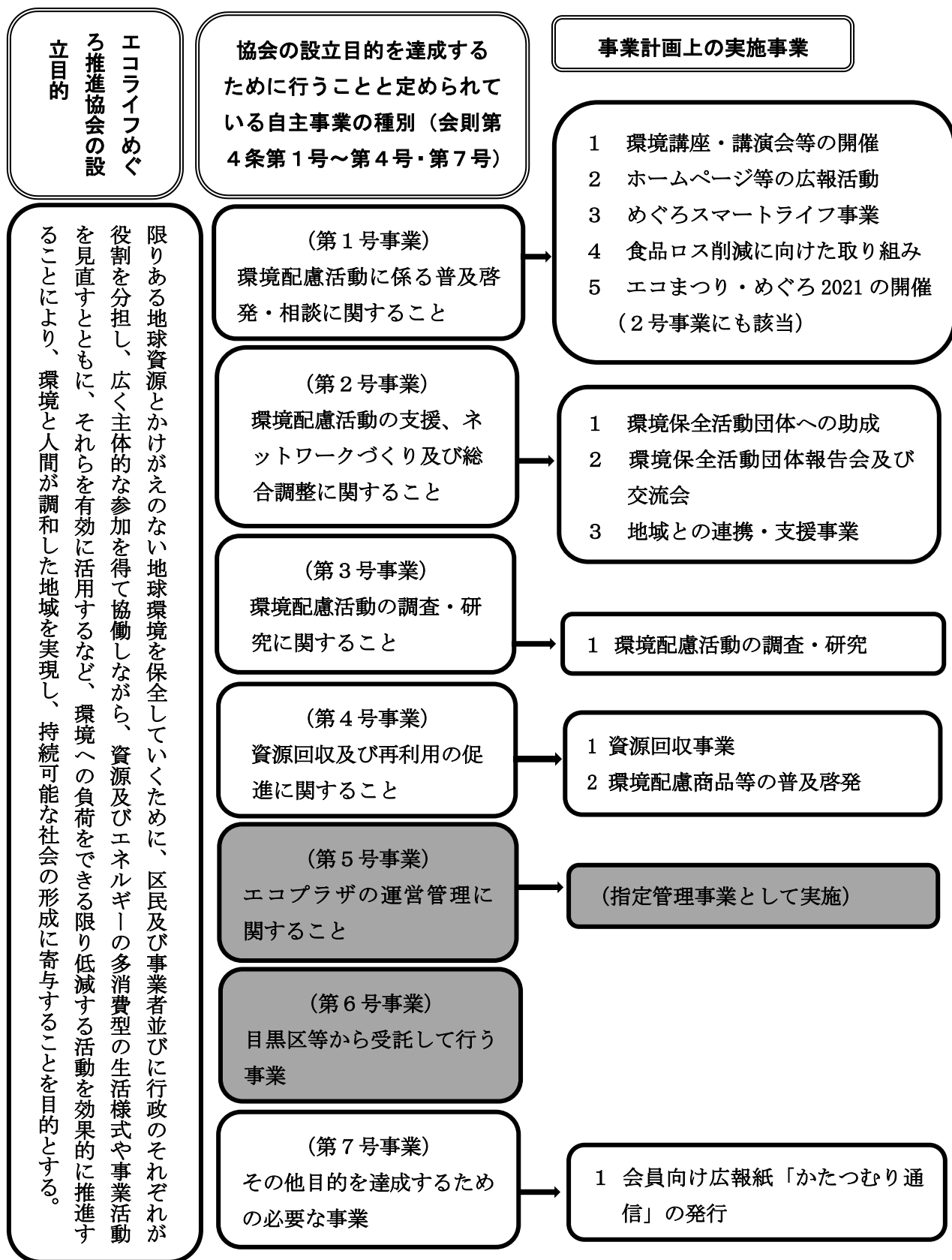
| | 常勤職員 | 契約職員 (月18日勤務) | 計 |
|----------|------|------------------|----|
| 事務局本部 | 3 | 5 | 8 |
| 目黒区エコプラザ | 1 | 5 | 6 |
| 計 | 4 | 10 | 14 |

※ 事務局長は事務局本部に含む。

自主事業計画

※ 網掛け部分は受託事業で自主事業ではない

令和3年度（2021年度）自主事業計画体系図



令和3年度（2021年度）自主事業計画

| 会則第4条 第1号～第 4号、 第7号事業 | 事業名 | 事業内容 | 予算額(千円) | |
|--------------------------------|----------------|---|---------|--------------------|
| | | | 主な経費 | |
| 第1号事業 | 環境講座・講演会等の開催 | 環境に関する問題や国等の動向などを踏まえ、広く区民が暮らしに係る環境問題への興味や関心を高められる内容の講座や講演会を実施する。 | 106 | 諸謝金・印刷製本費等 |
| | ホームページ等の広報活動 | 協会ホームページにより、協会及び目黒区エコプラザからの情報を積極的に発信する。また、環境保全活動団体の活動紹介や協会会員との連携強化、環境保全活動の活性化を図る。 講座やイベントなどの案内や申請書等のダウンロード機能などによる利便性を高めるとともに環境情報の蓄積など効率的・効果的な情報発信にホームページを活用する。 | 45 | 使用及び賃借料・委託費 |
| | めぐろスマートライフ事業 | 専用のホームページ「めぐろスマートライフ」をとおして、広く区民・事業者等に対して「環境にやさしい行動を賢く選択する暮らし方」についての情報を発信し、環境保全活動に係る普及啓発を図る。 | 417 | 委託費・諸謝金・費用弁償・消耗品費等 |
| | 食品ロス削減に向けた取り組み | 本来食べられるにも拘らず捨てられる食品が大量に発生している。家庭で余剰となった食品を集め必要としている人に活用していただくことを目的に、フードドライブを食品ロスの削減の一環として平成26年度から調査研究のためイベントなどの機会に試行してきた。区民等の食品ロスに対する意識が高まっていることから、家庭で無理なく、少しの工夫次第で食品ロスが削減できる行動を伝えるため本年度から「フードドライブ」窓口を常設する。 | 226 | 委託費・諸謝金・費用弁償・消耗品費等 |

| | | | |
|-------|-------------------------------|--|------------------------------|
| | エコまつり・めぐろ 2021 (2号にも該当) | エコまつりは、目黒区における環境活動団体、事業者及び積極的に環境に関心を持つ人々等が一堂に会し、環境問題について自らの取り組み発表や展示等を行うイベントである。区民等が親しく交流し、楽しく環境問題に触れ合える場を提供し、区民の環境意識の高揚を図ることを目的としてエコまつりを開催する。 | 1,264 委託費・保険料・印刷製本費・消耗品費等 |
| | | | 小計 2,058 |
| 第2号事業 | 環境保全活動団体への助成 | 地域における環境保全活動の広がりを定着させることを目的として、区民が自主的に行う地域の環境保全活動に対して助成する。併せて、環境保全活動団体の活動への助成を通して、団体が地域に根を広げ、自立した活動を発展させていけるよう支援する。助成は、目黒区リサイクルショップの収益金等を活用する。 | 460 活動助成費・諸謝金等 |
| | 環境保全活動団体報告会及び交流会 | 環境保全活動団体が地域に根を広げ、活動を発展させていけるよう、助成団体による活動報告会を開催する。また、環境配慮に取り組む人や団体同士の連携の場を提供することにより、団体間の情報交換や交流を図る。 | 15 会議費 |
| | エコライフめぐろ推進協会紹介動画作成 | エコライフめぐろ推進協会の認知度を高めることや、これまでの実績等を紹介する動画を作成し、電子媒体を活用し配信する。区内外にエコライフめぐろ推進協会を広く周知していく。 | 330 委託費 |
| | 地域との連携・支援事業 | 地域・商店街等との連携を深めるために、それぞれが主催するイベントに参加し、協会事業の周知、環境保全活動についての啓発を行うとともに再生用品、環境配慮商品等の販売を行う。 | 68 委託費・消耗品費等 |

| | | | |
|-------|---------------------|--|----------------|
| | | | 小 計 873 |
| 第3号事業 | 環境配慮活動の調査・研究 | 社会情勢の変化、時間の経過とともに、対策や視点、課題が変化する環境問題に対応するため、新たな環境問題や視点、アプローチで環境問題に取り組んでいる事例等を調査・研究する。区民等が環境により配慮した生活のための参考となるよう情報を発信する。 | 30 |
| | | | 負担金・消耗品費等 |
| | | | 小 計 30 |
| 第4号事業 | 環境配慮商品等の普及啓発 | 再生用品、環境配慮商品等の普及啓発を行う。再生紙のトイレトペーパー、ティッシュペーパー及び水環境に配慮した重曹・クエン酸などの販売をリサイクルショップ、地域イベントなどで行う。 また、昨年度から始めた「みつろうラップ」と「めぐろはんどめいどエコバッグ」の販売を引き続き行う。 | 263 |
| | | | 商品仕入れ費 |
| | | | 小 計 263 |
| 第7号事業 | 会員向け広報紙「かたつむり通信」の発行 | 協会会員向けに、協会事業の紹介・報告、協会事業へ協力いただくボランティアの募集、会員コラムなどを広報する。(年4回程度発行) また、協会賛助会員に向け講習会などを実施する。 | 70 |
| | | | 印刷製本費・諸謝金・消耗品費 |
| | | | 小 計 70 |
| 合 計 | | | 3,294 |

目黒区エコプラザ 指定管理事業計画

令和3年度目黒区エコプラザ指定管理事業計画体系図



令和3年度目黒区エコプラザ指定管理事業計画

| エコプラザ 条例第3条 | 事業名 | 事業内容 | 予算額(千円) | |
|----------------|---------------|--|---------|-------------------|
| | | | 主な経費 | |
| 第1号事業 | エコプラザ講座等の開催 | 日々変化していく環境問題を理解するきっかけとなるよう、子どもたち向けテーマの講座(DIY子ども工作教室など)を開催する。子どもたちと保護者が環境負荷低減の糸口を見出し、実践できる具体的手法を学ぶ機会を提供する。「親子ふれあい自然体験」は、新型コロナウイルスの影響を考慮し、区内の公園で開催する予定である。 | 171 | 委託費・消耗品費・通信運搬費 |
| | 出前講座の実施 | 日常生活で実践できるエコライフをテーマに、区施設に出向き出前講座を行う。身近な問題から環境問題を知るきっかけの場を提供する。学校や児童館に加え、令和元年度からは長期休暇期間を活用し、学童保育クラブへも出向いている。 | 335 | 印刷製本費・消耗品費等 |
| | | | 小計 | 506 |
| 第2号事業 | 情報室の運営 | エコライフや環境に関して知る、見る、感じる、体験する場を提供する。運営に当たっては、情報室の利用を促進するため、年齢層や季節に応じた内容をタイムリーに提供できるよう工夫する。 | 529 | 印刷製本費・消耗品費等 |
| | 情報室での普及活動 | 目黒区エコプラザを訪れた区民が気軽に学習し、訪問成果を持ち帰れるよう、来場者層に合わせたミニ学習会や展示を行う。 | 67 | 消耗品費・諸謝金等 |
| | | | 小計 | 596 |
| 第3号事業 | 「何でもつくり隊」活動支援 | ごみの減量、リサイクルについて、物づくりを通して理解し、日常行動として定着させていく。古着・古布・残り糸等を使った、団体の物づくりの活動を目黒区エコプラザで定例化し、区民が自由に参加できるよう広げていく。また、成果物を福祉施設などへ寄付し活用してもらう。 | 42 | 消耗品費・修繕費・会議費 |
| | 修理コツコツ講座 | リペア(修理)技術の普及啓発を行う。もの(製品)を修理して長く使うことにより、リデュース(廃棄物の発生を抑制し、資源の使用料を減らす。)を促進する。令和元年度から壁紙の補修講座を加えた | 94 | 諸謝金・消耗品費等 |
| | 資源回収拠点事業 | 目黒区エコプラザを資源回収拠点として、目黒区の資源回収を広め、協力する。平成30年度から使用済みインクカートリッジの回収、平成31年度からはコンタクトレンズの空ケースの回収を加えて行っている。 | 11 | 負担金 |
| | | | 小計 | 147 |
| 第4号事業 | リサイクルショップの運営 | 「ものを繰り返し使う暮らし」を広め(リユース)、「ごみを減らす暮らし」を広める(リデュース)の啓発を目的に運営する。家庭で不用になったものを「もう一度他で生かす」ことを橋渡しする。 | 4,002 | 費用弁償・諸謝金・会議費・消耗品費 |

| | | | |
|-------|--------------------|--|------------------------|
| | 不用品情報提供 | ごみ減量、リユースを目的として、家庭で不用になった品物を活かすために、「譲りたい方」と「欲しい方」を仲介する仕組みである。目黒区エコプラザで情報提供する。 | 780 |
| | 子ども用品の交換会 | 子育て世代の保護者が子どもと楽しんで目黒区エコプラザへ足を運ぶきっかけをつくる。また、使えなくなった物を捨てるのではなく、再利用するための工夫をすることで、ごみを減らすことができることを学べる場とし、同世代の子どもをもつ保護者たちの情報交換の場としても活用するため実施する。新型コロナウイルスの影響を考慮し、予約制等実施方法を検討の上実施する。 | 10 |
| | | | 委託費 |
| | | | 消耗品費・会議費 |
| | | | 小計 4,792 |
| 第5号事業 | 環境推進員等ステップアップ講座の開催 | 環境推進員やエコサポーターを対象として、団体活動を行う際の活動のあり方や環境問題に関する講座を協会と活動団体が連携して開催する。情報や知識の共有と環境活動団体の円滑な運営に寄与する。また、講座終了後にエコサポーター同士の交流を図るために懇談会を行う。 | 34 |
| | 環境保全活動団体支援コーナーの充実 | 区民やエコサポーター等が環境保全活動に取り組む団体立ち上げのための支援として、シルバーアトリエの跡スペースの一部を活動打合せの場として活用する。今後、団体を立ち上げる人への参考となるよう、既活動団体等の活動のパネル等を展示して情報提供を行う。 | 5 |
| | | | 諸謝金・会議費・消耗品費 |
| | | | 会議費 |
| | | | 小計 39 |
| 第6号事業 | 活動室等の利用提供 | 広く一般の団体や目黒区エコプラザ登録団体の活動の場として公平性を確保しつつ、提供するとともに指定管理事業などの講座・講習会の会場としても活用する。 | 5 |
| | | | 消耗品費 |
| | | | 小計 5 |
| 第7号事業 | 環境推進員養成講座の実施 | 地域において自主的かつ自発的に環境への負荷の低減に関する活動を行うことが出来る人材を育成する。新型コロナウイルス対策のため、講座会場等を踏まえ適切な募集人員により実施する予定である。 | 428 |
| | エコサポーターの活動支援 | エコサポーターがボランティア活動や団体活動を行う際の相談や活動場所の提供、広報チラシなどの印刷等の支援を行う。 | 30 |
| | 区民まつり・ふれあい館まつりへの参加 | 「区民まつり」や「ふれあい館まつり」の機会に目黒区エコプラザを臨時開館する。他団体、行政等と共催することにより目黒区エコプラザをより多くの区民に周知する。 | 10 |
| | | | 費用弁償・諸謝金・使用料及び賃借料・消耗品費 |
| | | | 通信運搬費・消耗品費 |
| | | | 会議費・消耗品費 |
| | | | 計 468 |
| | | | 合計 6,553 |

令和3年度
(2021年度)

収支予算

令和 3年度(2021年度) 収支予算書

2021年1月25日作成(単位:円)

| 勘定科目 | 当年予算 | 前年予算 | 増減 |
|----------------|------------|------------|-------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| ① 受取会費 | 470,000 | 470,000 | 0 |
| 法人賛助会員受取会費 | 320,000 | 320,000 | 0 |
| 団体賛助会員受取会費 | 70,000 | 70,000 | 0 |
| 個人賛助会員受取会費 | 80,000 | 80,000 | 0 |
| ② 事業収益 | 9,531,000 | 10,799,500 | △ 1,268,500 |
| 物品販売収入 | 9,394,000 | 10,588,000 | △ 1,194,000 |
| 参加費収入等 | 137,000 | 211,500 | △ 74,500 |
| ③ 委託料収益 | 27,120,000 | 27,410,400 | △ 290,400 |
| 区指定管理事業受託料収入 | 27,120,000 | 27,120,000 | 0 |
| 学校版MeGA受託料収入 | 0 | 290,400 | △ 290,400 |
| ④ 受取補助金 | 40,128,000 | 39,280,000 | 848,000 |
| 受取区補助金 | 40,128,000 | 39,280,000 | 848,000 |
| ⑤ 受取寄付金 | 0 | 0 | 0 |
| 受取寄付金 | 0 | 0 | 0 |
| ⑥ 雑収益 | 7,000 | 8,000 | △ 1,000 |
| 受取利息 | 2,000 | 1,700 | 300 |
| 雑収益 | 5,000 | 6,300 | △ 1,300 |
| 経常収益計 | 77,256,000 | 77,967,900 | △ 711,900 |
| (2) 経常費用 | | | |
| ① 事業費 | 65,770,000 | 66,299,900 | △ 529,900 |
| 事業人件費 | 52,996,000 | 52,388,000 | 608,000 |
| 給料手当(賞与・通勤費含む) | 45,323,000 | 44,698,000 | 625,000 |
| 臨時雇賃金 | 240,000 | 240,000 | 0 |
| 法定福利費 | 6,993,000 | 7,001,000 | △ 8,000 |
| 福利厚生費 | 440,000 | 449,000 | △ 9,000 |
| 旅費交通費 | 64,000 | 74,800 | △ 10,800 |
| 通信運搬費 | 262,000 | 183,000 | 79,000 |
| 消耗什器備品費 | 72,000 | 0 | 72,000 |
| 消耗品費 | 729,800 | 815,500 | △ 85,700 |
| 修繕費 | 50,000 | 60,000 | △ 10,000 |
| 印刷製本費 | 867,000 | 825,000 | 42,000 |
| 使用料・賃借料 | 1,246,400 | 1,666,300 | △ 419,900 |
| 手数料 | 100,000 | 130,000 | △ 30,000 |
| 委託費 | 2,474,000 | 2,838,000 | △ 364,000 |
| 燃料費 | 12,000 | 15,200 | △ 3,200 |
| 諸謝金 | 454,000 | 677,000 | △ 223,000 |
| 保険料 | 240,000 | 240,000 | 0 |
| 負担金 | 46,000 | 81,000 | △ 35,000 |
| 租税公課 | 1,200,000 | 1,200,000 | 0 |
| 会議費 | 114,800 | 126,600 | △ 11,800 |
| 費用弁償 | 4,134,000 | 4,262,000 | △ 128,000 |
| 活動助成金 | 440,000 | 440,000 | 0 |
| 商品仕入れ | 263,000 | 267,500 | △ 4,500 |
| 寄付金 | 5,000 | 10,000 | △ 5,000 |
| 事業原価 | | | 0 |
| 期首棚卸高 | | | 0 |

| | | | |
|----------------|------------|------------|-----------|
| 商品仕入れ | | | 0 |
| 期末棚卸高 | | | 0 |
| ② 管理費 | 11,486,000 | 11,668,000 | △ 182,000 |
| 管理人件費 | 8,000,000 | 7,910,000 | 90,000 |
| 給料手当(賞与・通勤費含む) | 6,860,000 | 6,772,400 | 87,600 |
| 法定福利費 | 1,047,000 | 1,048,000 | △ 1,000 |
| 福利厚生費 | 93,000 | 89,600 | 3,400 |
| 旅費交通費 | 12,000 | 12,000 | 0 |
| 通信運搬費 | 424,000 | 429,000 | △ 5,000 |
| 消耗品費 | 200,000 | 250,000 | △ 50,000 |
| 修繕費 | 10,000 | 30,000 | △ 20,000 |
| 印刷製本費 | 10,000 | 0 | 10,000 |
| 使用料及び賃借料 | 440,000 | 485,000 | △ 45,000 |
| 費用弁償 | 186,000 | 261,000 | △ 75,000 |
| 諸謝金 | 204,000 | 240,000 | △ 36,000 |
| 負担金 | 100,000 | 100,000 | 0 |
| 手数料 | 106,000 | 107,000 | △ 1,000 |
| 光熱水費 | 480,000 | 520,000 | △ 40,000 |
| 委託費 | 1,242,000 | 1,252,000 | △ 10,000 |
| 租税公課 | 72,000 | 72,000 | 0 |
| 経常費用計 | 77,256,000 | 77,967,900 | △ 711,900 |
| 当期経常増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 2 経常外増減の部 | | | 0 |
| (1) 経常外収益 | | | 0 |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 経常外費用 | | | 0 |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 一般正味財産期首残高 | 31,887,954 | 27,970,336 | 3,917,618 |
| 一般正味財産期末残高 | 31,887,954 | 27,970,336 | 3,917,618 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期末残高 | 0 | 0 | 0 |
| III 正味財産期末残高 | 31,887,954 | 27,970,336 | 3,917,618 |